



# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和2年度 第3号

(2020年11月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。



## 土佐の匠

## 令和2年度「土佐の匠」認定について

県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

令和2年度に「土佐の匠」認定を受けられたのは、次の2名の方です。



松本 孝さん (南国市)  
【土佐打刃物】



山崎 健司さん (高知市)  
【建築板金】

### ◆「土佐の匠」作品展示

令和2年11月5日～6日の2日間、高知ぢばさんセンターで開催された「第9回ものづくり総合技術展」において、今年度「土佐の匠」に認定されたお二人の作品展示を行いました。



松本さん作品



山崎さん作品

## シルバー人材センター会員募集中

シルバー人材センターは、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、自己の経験と知識、技能等を活用し、生きがいと社会参加、そして地域社会に貢献することを目的としている団体です。

官公庁や民間企業、一般家庭から高齢者に適した短期的、臨時的な仕事を請負い、会員に提供し事業を行っています。

詳しくは高知県シルバー人材センター連合会のホームページをご覧ください。

<http://www.sjc.ne.jp/kochi-rengou/>

人も、会社も、**もっと** 元気に！

## 中退共済

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



# 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度 社会福祉法人 尽心会が 5部門すべての認証を取得！

県では、「次世代育成支援部門」、「介護支援部門」、「年次有給休暇の取得促進部門」、「女性の活躍推進部門」、「健康経営部門」の5つの部門を設け、従業員のワークライフバランスの充実に積極的に取り組む企業を、「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証する取組を進めています。

このたび、社会福祉法人 尽心会様が、令和2年8月1日付けで5部門すべての認証を取得されました！育児や介護との両立支援のほか、時間単位の年休制度やスポーツ交流会の実施など、すべての職員がいいききと働ける職場環境づくりに取り組まれています。

ワークライフバランスの充実にに向けた幅広い取り組みに敬意を表し、県から記念品を贈呈しました。



社会福祉法人 尽心会 松谷拓郎理事長

## 認証部門の追加も、高知県ワークライフバランス推進アドバイザーにご相談ください！

従業員のワークライフバランスのさらなる充実や、多様な人材が活躍できる職場環境づくりのため、5部門すべての認証を目指しましょう！新規の認証取得はもちろん、認証部門の追加など、認証取得に向けたサポートを高知県ワークライフバランス推進アドバイザーが行っています。

お問合せ先▶

- 高知県ワークライフバランス推進アドバイザーの派遣に関すること  
(公財) 高知県産業振興センター内 高知県働き方改革推進支援センター TEL: 088-846-7087
- 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度に関すること  
高知県商工労働部雇用労働政策課 TEL: 088-824-9764

## 労務改善 Q&A

### Q

副業・兼業を行っている社員がいますが、副業・兼業の日数が多く、労働時間の把握、割増賃金の支払などの実務が負担になっています。この度、政府から簡便な労働時間管理の方法が示されたとのことですが、どのようなもののでしょうか。

### A

令和2年9月に、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました。改定されたガイドラインでは、労働時間の申告や通算管理における労使双方の事務上の負担を軽減し、労働基準法に定める最低労働条件が遵守されやすくなるよう、簡便な労働時間管理の方法（以下「管理モデル」といいます。）が示されました。

管理モデルでは、副業・兼業を開始する前に、先に労働契約を締結していた使用者（使用者A）の事業場における法定外労働時間と、後から労働契約を締結した使用者（使用者B）における労働時間（所定労働時間及び所定外労働時間）とを合計した時間数が単月100時間未満、複数月平均80時間以内となる範囲内において、各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定し、各々の使用者がそれぞれその範囲内で労働させることとされています。また、使用者Aは自らの事業場における法定外労働時間の労働について、使用者Bは自らの事業場における労働時間の労働について、それぞれ自らの事業場における36協定の延長時間の範囲内とし、割増賃金を支払うこととされています。

管理モデルによると、各々の使用者は、それぞれあらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間を把握する必要がなくなるというメリットがあります。

## 高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください！ TEL 088-821-4645



## 令和2年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。なお、中小企業事業主には努力義務となり、令和4年4月1日からは義務化されますので、早めの対応をお願いします。

職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されています。

## 最低賃金改正のお知らせ

- 県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を1時間792円に改定し、令和2年10月3日から施行することとしました。
  - この決定により、令和2年10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間792円以上としなければなりません。
- 【最低賃金についてのお問い合わせ先】  
高知労働局 賃金室 電話088-885-6024

正社員、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は忘れずに労働保険の加入手続きを行ってください。詳しくは、最寄りの労働局、労働基準局にお問い合わせください。